

中間貯蔵施設における除去土壌等の再生利用及び最終処分に係る
地域の社会的受容性の確保方策等検討 ワーキンググループ（第2回）議事録

1. 日時： 令和6年10月31日（木）10時00分～12時10分

2. 場所： AP 虎ノ門 11 階ルーム B

3. 出席者（敬称略）：

委員：佐藤座長、大迫委員、崎田委員、関谷委員、泊委員、保高委員

事務局：環境省 中野参事官、山本参事官、戸ヶ崎企画官、大野参事官補佐、
宮田参事官補佐、新保参事官補佐、前田主査、梅國主査、河井係員

4. 配付資料

資料1-1 これまでの振り返り

資料1-2 除去土壌等の復興再生利用及び最終処分に係る検討状況等について

資料1-3 復興再生利用・最終処分の取組の背景と放射線防護の考え方等について

資料2-1 論点整理・論点に対する考え方（案）

資料2-2 事例紹介

参考資料1 中間貯蔵施設における除去土壌等の再生利用及び最終処分に係る
地域の社会的受容性の確保方策等検討ワーキンググループ（地域WG）
設置要綱

参考資料2-1 公共事業の構想段階における計画策定プロセスガイドラインの概要
（国土交通省）（抄）

参考資料2-2 除去土壌等の最終処分・復興再生利用に係る計画策定プロセスの
イメージ

参考資料3 論点に対する考え方（案）に係る参考資料

5. 議題

（1）除去土壌等の復興再生利用及び最終処分に係る検討状況等について

（2）論点整理（事例紹介含む）・論点に対する考え方（案）について

（3）その他

(前田主査) それでは定刻となりましたので、中間貯蔵除去土壌等の減容・再生利用技術開発戦略検討会、中間貯蔵施設における除去土壌等の再生利用及び最終処分に係る地域の社会的受容性の確保方策等検討ワーキンググループの第2回を開催いたします。委員におかれましては、ご多忙の中ご出席いただきありがとうございます。本日はどうぞよろしく願います。

まず、本日の会議開催方法についてご説明いたします。本日の地域ワーキンググループは、対面により開催させていただきます。一般傍聴につきましては、インターネットによる生配信により行います。それでは開会にあたり、環境省環境再生資源循環局担当参事官の山本よりご挨拶をさせていただきます。

(山本参事官) おはようございます。環境省の山本と申します。委員の皆様におかれましては大変お忙しい中、第2回中間貯蔵施設における除去土壌等の再生利用及び最終処分に係る地域の社会的受容性の確保方策等検討ワーキンググループにご参加いただきまして心より感謝申し上げます。

本ワーキンググループにつきましては、除去土壌等の再生利用、最終処分に係る地域社会における社会的受容性の向上のために、地域のコミュニケーションや地域共生のあり方についての検討を行うことを目的といたしまして、技術開発戦略検討会のもと設置されたものでございまして、本年1月に第1回を開催したところでございます。1月からもう10月の終わりにきていまして、その間におきましても再生利用や最終処分に関して様々な進展がございました。例えば、今年9月にIAEAから専門家会合の最終報告書をいただくことがございましたし、環境省におきましても様々な検討を進めて、ワーキンググループですとか戦略検討会本体も含めてですけれども、再生利用や最終処分の基準案というものをご提示してご議論をいただいたというようなことがございました。

本日のワーキンググループでございますが、これまでの検討の状況を少しまとめてご報告をさせていただくというところが一つの目的でございますけれども、それに加えまして前回ご議論いただいた論点について、さらにご議論を深めていただきたいと考えているところでございます。IAEAの最終報告書におきましても、地域とのコミュニケーションが非常に大切な位置付けでございますので、そういった観点からも忌憚のないご意見を頂戴できればと思いますので、本日はどうぞよろしく願います。

(前田主査) ありがとうございます。それではプレスの皆様におかれましては、カメラ撮りはここまでとさせていただきます。

それでは、議事に入る前に資料の確認をさせていただきます。まず議事次第、そして資料1-1でこれまでの振り返り、資料1-2で復興再生利用や最終処分に係る検討状況について、資料1-3で復興再生利用・最終処分の取組の背景と放射線防護の考え方等について、資料の2-1で論点整理・論点に対する考え方、資料2-2で事例紹介、また参考資料1で本ワーキンググループの設置要綱、参考資料2-1で、国交省の計画策定プロセスガイドラインの概要、参考資料2-2で最終処分・復興再生利用に係る計画策定プロセスのイメージ、参考資料3で論点に対する考え方に関する参考資料という構成となっております。また、本日

の議事録については事務局で作成いたしまして、委員のご確認、ご了解をいただいたうえで、環境省のホームページに掲載させていただく予定でございます。

それでは、本日の出席者をご紹介します。佐藤委員、大迫委員、崎田委員、関谷委員、泊委員、保高委員です。なお、本日勢一委員はご欠席となります。それでは議事に入らせていただきます。ここからは佐藤座長にご進行をお願いできればと思います。

(佐藤座長) 委員の皆様、座長を拝命しております北海道大学の佐藤でございます。委員の皆様におかれましては、ご多用の中ご出席いただきありがとうございます。本ワーキングは、地域の理解醸成や地域との共生の中で再生利用や最終処分をどのようにおこなっていくかということを議論するワーキングであります。さきほど山本参事官の方からもご紹介がありましたように、IAEAの方では地域の理解、それから地域と共同、こういうことが非常に大切だと指摘されていますし、親委員会やコミュニケーションチームはもちろんのことですが、技術ワーキングや再生利用ワーキングの方でも理解醸成の仕組みをどのようにつくっていくかということがいつも話題になるということで、この事業を進めていく上で、地域との共生や地域との共同をどう進めていくかということが非常に重要だという認識で国も親委員会も考えております。今日は限られた時間ではありますが、ぜひ活発なご議論をいただき、ご議論いただいた内容を他のワーキングや親委員会の方の議論に反映していきたいと思っておりますので、ぜひよろしく申し上げます。

(1) 除去土壌等の復興再生利用及び最終処分に係る検討状況等について

それでは、議題(1)の除去土壌等の復興再生利用及び最終処分に係る検討状況等について、まずは資料1-1を事務局より説明いただきたいと思います。よろしく申し上げます。

(戸ヶ崎企画官) 環境省の戸ヶ崎です。私からは資料1-1に従いましてこれまでの振り返りを説明させていただきます。まず1ページ目になります。こちらは第1回の地域ワーキングで配布された資料からの掲載になります。このワーキングの議論の内容も、イメージとしましては最終処分と再生利用に分けております。

まず最終処分につきましては、戦略目標年度に向けまして、技術的観点から複数の最終処分のシナリオが取りまとめられる予定です。2025年度以降に、各シナリオに応じて、事業実施に係る対象地域の具体的な検討方法を本格的に議論していただくことを想定しまして、このワーキンググループでは先立って必要な論点整理を今年度に行っていただきたいと思います。また、事業の各段階における地域住民をはじめとした地域のステークホルダーとのコミュニケーション及び地域共生のあり方についても、2025年度以降の議論に反映していきたいと思っております。このワーキンググループでの議論の成果は、今後戦略検討会で議論される成果の取りまとめに盛り込みます。なお書きではありますが、こちらの全国的な理解醸成の取組については、コミュニケーション推進チームで議論をしております。

続いて再生利用につきましては、その事業の各段階における、地域住民をはじめとした地域のステークホルダーとのコミュニケーション及び地域共生のあり方について議論をして

いただきます。このワーキンググループでの成果も今後戦略検討会で議論される成果の取りまとめに盛り込みます。また、検討過程でいただいたご意見につきましては、再生利用に係る技術ガイドライン、これは再生利用ワーキンググループで議論をされておりますが、そちらを補足する知見として位置付け、取りまとめるという方針になっております。

次の2ページがスケジュールになります。今年の1月17日に1回目のワーキンググループを行いまして、その時に論点等の案を示させていただいて、各委員からもそれに対するご意見をいただきました。本日の会議では、論点について委員のご指摘を踏まえた整理を行いたいと思っております。事例紹介につきましても、前回行うこととしておりましたので、今回そちらも説明させていただきます。それから次回も本日いただいたご意見等を踏まえてもう一度議論させていただいて、その時点で論点等を取りまとめて、今後戦略検討会で議論される成果の取りまとめに盛り込みたいと思っております。この開催頻度や内容につきましては、現時点での想定ですので、検討状況等を踏まえて今後変更があり得ます。

3ページが前回のワーキンググループで委員からいただいた主なご指摘事項になります。まずはじめに、共通的なものになりますけど、最終処分と再生利用については共通の課題や特定の課題があるので、その点を意識した論点整理をするべきということで、共通のもの、最終処分に関するもの、再生利用に関するものに分けております。この3ページの最終処分についてと書いてあるところから4ページの地域共生のあり方、5ページの事例紹介につきましては、後ほど資料2-1、2-2の方で説明させていただきます。それから3ページの下※のところにありますけど、今まで再生利用という言葉を使っておりましたが、今回のワーキンググループの資料では、復興再生利用という言葉を用いております。その内容としましては、東京電力福島第一原子力発電所の事故による災害からの日本の復興に資することを目的として、実施や管理の責任体制が明確であり、継続的かつ安定的に行われる公共事業等において、適切な管理の下で、盛土等の用途のために再生資材化した除去土壌を利用(維持管理することを含む)すること、ということを表した用語にしております。この用語は現在検討中ですけど、今まで再生利用としたものと基本的には同じですので、両言葉が混在している場合もありますが、どちらも同じ概念を示しております。

続いて、5ページのその他のところになります。こちらはコミュニケーションに関するご指摘になりますけど、全国アンケート調査において、国民の人たちがどういう意識をもっているのか、地域差や年代差など、社会認識が見える化していく必要があるということで、こちらはコミュニケーション推進チームとも連携して地域差や年代差がわかるようなアンケート調査を今後行っていくことにしております。2つ目は、地域という言葉が、どこの地域に関わるのかとか、ざっくりしている資料だと少しわかりにくいところがあるので、細かい話になったときはできるだけ状況とか対象がわかるような形で議論をさせてほしいということで、こちらは各種資料で、言葉の定義を明確にするように留意していきたいと思っております。

続いて6ページは、戦略検討会の方で委員から意見をいただきました。特に地域ワーキンググループ関係では、最初の3点につきましては、年間1mSvの説明を適切に行うことというような内容になります。こちらについては、国民の方にわかりやすいように資料を作って

いきたいと思います。4点目につきましては、モニタリングについて、リスクコミュニケーションも兼ねて、住民の方々実際に測っていただくような機会を設けることと、埋立処分のガイドラインに記載すべき、ということにつきましては、今回のワーキンググループ資料2-1の方で説明させていただきますので、そちらの方でご意見をいただきたいと思っております。その次のモニタリングの情報については、記録・保存だけではなく、公開するという言葉まで入れた方がいいというご意見もありました。情報公開は重要でありますので、今後情報公開のあり方を検討してまいりたいと思っております。最後の、再生利用をお願いする段階で地域としっかりと対話していく、ということは、技術ガイドライン等にきちんと位置付けるべき、については、ご指摘を踏まえまして、資料2-1、2-2の方で説明させていただきます。

もう一度2ページの方に戻っていただきたいのですが、今回、最終処分と復興再生利用の両方について論点等をご議論いただきますけど、1ページの下のところにありますように、特に先ほど戦略検討会でいただいたモニタリングのコミュニケーションなどにつきましては、再生利用に係る技術ガイドラインを補足する知見として位置づけることができると思っていますので、本日は、復興再生利用の方の議論を主に行っていただきまして、最終処分につきましても今回ご議論いただきますが、そちらの詳細については、次に開催される地域ワーキンググループの方で議論していただきたいと思っております。私からは以上になります。

(佐藤座長) はい、ありがとうございます。前回は1月でしたので、振り返っていただきました。今のご説明に対しまして、ご意見、ご質問がある方は挙手をお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。はい、崎田委員どうぞ。

(崎田委員) 今の振り返りのところの例えば最終ページのあたりで、コミュニケーションや情報公開、そういうことをしっかりと明示してほしいという意見に対してしっかり対応いただいたということは大変ありがたいと思っています。1点だけ質問させていただきたいのですが、今回の資料から前半の方ではコンサルテーションという言葉で地域の関係者とのやりとりのことが表現され、後半の対話のところではコミュニケーションという言葉になっています。どういう状況だとコンサルテーションという言葉を使うのか、そういうことに関してはどこかに入れておいていただいた方がありがたいかなという印象がありました。ご検討いただければと思います。

(戸ヶ崎企画官) どうもありがとうございます。後ほど資料2-1の方で、この地域ワーキングで用いるコンサルテーションという言葉の定義につきましてもご説明をさせていただいて、コミュニケーションとの用語の使い分けについてもご説明したいと思っております。

(佐藤座長) はい、その他いかがでしょうか。保高委員どうぞ。

(保高委員) ご説明ありがとうございます。ページ6の下から2つ目のところに記載されている、「公開するという言葉まで入れるべき」について、「コミュニケーションにおいて情報公開は重要な要素であり」と記載されております。重要要素というか必要条件だと思いますので、このあたりの前提を環境省、我々も含めてもっておいたらいいかなと思ひまして、必要であれば修正ください。以上です。

(戸ヶ崎企画官) はい、必要な事項だと思いますので、そのように修正させていただきます。

(佐藤座長) その他いかがでしょうか。先ほどご説明がありましたように、復興再生利用のガイドラインの方に、コミュニケーションやモニタリングといった地域との共同の作業の内容が含まれるので、それを再生利用ワーキングとキャッチボールしないといけないということで、そのところを特にご議論いただきたいということでした。皆様方の頭の隅にそれを置いておいてもらえるといいかなと思います。ないようでしたら、ここで一旦区切らせていただきまして、後ほど全体を通してご意見をいただく時間を設けますので、その時にお願いしたいと思います。それでは続きまして、資料 1-2、資料 1-3 について、事務局よりご説明をいただきたいと思います。

(前田主査) それでは資料 1-2 についてご説明をさせていただきます。まず資料 1-2 については、IAEA 最終報告書や再生利用ワーキンググループ、技術ワーキンググループ、コミュニケーション推進チームで過去にご議論いただいた内容について、地域ワーキンググループの委員の方々にも、今後の検討の前提情報としてご説明させていただくものとなっております。1 ページめくっていただいて、全体の構成として、まず IAEA の専門家会合についてが 1 番目にあり、2 番目に戦略検討会の体制図を説明させていただいた後、3 番目に再生利用に係る検討状況について、4 番目に最終処分に係る検討状況について、そして 5 番目に理解醸成に係る取組について説明をさせていただければと思っております。

それでは、まず 2 ページをご覧くださいと思います。IAEA 専門家会合についてということで、環境省の要請により今後の再生利用と最終処分等に係る環境省の取組に対し、技術的・社会的観点から国際的な評価・助言等を行う目的で、再生利用等に関する IAEA 専門家会合を昨年度に計 3 回開催いたしました。そして、本年 9 月 10 日に、この会合の成果を取りまとめた最終報告書が、伊藤前環境大臣に手交され、IAEA から公表されたところでございます。この IAEA の最終報告書の要旨においては、例えば結論として、再生利用及び最終処分について、これまで環境省が実施してきた取組や活動は、IAEA の安全基準に合致している。今後、専門家チームの助言を十分に満たすための取組を継続して行うことで、環境省の展開する取組が IAEA 安全基準に合致したものになる。これは今後のフォローアップ評価によって確認することができる、とされているところでございます。今後とも、継続的に取組状況を IAEA と共有するとともに、国内外へ情報発信してまいりたいと思っております。続いて 3 ページは、IAEA 専門家会合の概要となります。こちらは割愛をさせていただきます。続いて 4 ページになりまして、こちら IAEA 専門家チームの一覧となっております。こちら説明は割愛をさせていただきます。

続いて 5 ページは、IAEA 専門家会合最終報告書の構成となっております。こちら赤字となっております通り、最終報告書の中の第 VI 章に、国民とのコミュニケーション及びステークホルダーの関与に関する章が 1 章設けられているところでございます。この最終報告書の概要として、6 ページから 13 ページになりますが、ポイントを絞って結論のところをご説明させていただければと思います。まず 7 ページを開いていただいて、セクション III. 3 の 3 ポツ目で、環境省の最適化に関する取組、つまり線量基準である年間 1 mSv を下回る線

量の低減を目指すこと、例えば覆土の使用は、IAEA 安全基準に合致している、そしてその最適化の取組を通じて目指すべき線量水準は、地域住民や自治体などのステークホルダーと相談して決定されると認識している、と示されております。続いて8ページをご覧いただいて、下から3ポツ目と2ポツ目で、まず3ポツ目、省令及び又は技術ガイドラインには、技術的な要件が含まれるべきであり、また、地元の自治体や地域社会とのコミュニケーションの重要性が記載されるべきである、といったことも言われております。また、下から2ポツ目、再生利用に関する国民やステークホルダーとの相談の重要性について、技術ガイドラインに明記されるべきである、とも言われております。続いて、11ページを開いていただいて、下から3ポツ目、最終処分について、環境省が示す浅地中処分施設における最終処分の考え方は、IAEA 安全基準に合致している、とされております。また、一番下のポツで、除去土壌の減容・再生利用に関する取組は、現在及び将来世代の防護に関するIAEAの基本原則に沿ったものであるが、環境省は、諸々の観点から様々な処理方法の選択肢におけるメリットとデメリットを理解すべきである、とされております。また、12ページを開いていただいて、セクションV.3の上から3ポツ目で、安全評価を含めて、最初から閉鎖後のセーフティケースを作成することで、最終処分の長期的な安全性について、地域社会やその他のステークホルダーに安心感を与えることになるだろう、というふうにされております。

続いて第6章のところが国民とのコミュニケーション及びステークホルダーの関与のところになりまして、まずは第VI章、VI.1の1ポツ目、国民とステークホルダーの関与の分野で顕著な進展を見せており、引き続きその取組を発展させ、改善させていくべきである。また2ポツ目に、再生利用と最終処分に関する日本の取組について、環境省が積極的に情報発信していることは高く評価できる。また4ポツ目には、JESCO法で定められた厳しいスケジュールを守るため、2025年度以降、環境省が最終処分場の特定・選定作業を加速させることが期待される、とされております。最後に13ページを開いていただいて、セクションVI.2のところの下から2ポツ目のところで、例えば、潜在的な便益を伝えるには、金銭面での検討だけでなく、復興や長期的な持続可能性への支援など、その他の要素も含めるべきである、と言われております。また、セクションVI.3の上から2ポツ目、環境省には、国民とステークホルダーの関与に関する戦略のマスタープランを引き続き策定することが期待される。また一番最後のポツで、再生利用や最終処分の選択肢を検討する際には、早い段階からの、ステークホルダーの関与が重要である。環境省には、地域社会との対話を繰り返し、維持し、強化していくことが期待される、とされております。こちらでIAEAの最終報告書については以上となります。

続いて14ページを開いていただいて、戦略検討会の体制図となります。15ページを開いていただきますと、検討会の体制図が載っております。上に戦略検討会がありまして、その下にこの地域ワーキンググループに加え、再生利用ワーキンググループ、技術ワーキンググループ、コミュニケーション推進チーム、こちらCTと呼んでおりますが、そういったワーキンググループが並んでおりまして、この後では、そうした他のワーキンググループの検討状況について、今後の検討の前提情報としてご説明をさせていただきたいと思っております。それでは

各担当より説明をさせていただきます。

(宮田補佐) 再生利用ワーキングを担当しております、環境省の宮田でございます。資料につきましては17ページになります。中間貯蔵施設における除去土壌等の再生利用方策検討ワーキンググループの中で、再生利用に係る基準、技術ガイドラインといったところの方策について検討してございます。こちらのワーキングで座長をお願いしていますのが京都大学の勝見先生になりまして、本ワーキングの佐藤座長にも委員としてご参画いただいているところでございます。また、右側のところになりますが、令和4年8月3日に第1回を開催してございます。先月9月17日に技術ワーキング・検討チーム会合との合同開催という形で第7回を実施したところでございます。こちらで冒頭ご挨拶の方にもありました通り、再生利用の基準の案のポイントといったものを示させていただきました。その経過につきましては、親の検討会の方にもご報告させていただきましてご議論いただいたところでございます。

続きまして18ページ、再生資材化した除去土壌の利用方策検討の流れということで振り返りの部分になりますが、一番上のところにあります通り、再生資材化した除去土壌の安全な利用に係る基本的な考え方を2016年に環境省の方で策定しまして、これに従いまして福島県内で除去土壌の再生利用の実証事業といったものを実施してきたところでございます。その実証事業の内容は下のところの【A】【B】【C】と書いてある3つになります。こちらで得られた知見や課題等につきましては、再生資材化した除去土壌を適切な管理のもとで利用するための方策の検討を本ワーキングで進めてきたところでございます。またこの実証事業で得られた知見に加えまして、真ん中のところの右側にありますが、戦略検討会や再生利用ワーキング等のワーキング、その他のワーキングを含めてですが、これまでの検討成果を踏まえて、また先ほど資料説明にありましたIAEAからの評価・助言といったところも踏まえて、ワーキングの方では検討を進めてございます。おめくりいただきまして19ページ目になりますが、こちらが福島県内で実証事業を実施しているところになりまして、左下のところにつきましては飯舘村長泥地区での農地造成の実証事業ということで、農地造成して利用する実証事業の方を実施しているところでございます。また右下のところ、こちら中間貯蔵施設の中でございますが、道路盛土の実証事業ということでこちらも現在実施中でございます。

続きまして20ページになります。こちらが9月17日の合同ワーキング、またそのあとの戦略検討会・環境回復検討会の中でご提示させていただいたところでございますが、再生利用基準案のポイントということで枠の中の1から7で整理をさせていただいたところでございます。1つ目としまして、今回再生利用で使用する除去土壌の放射性セシウム濃度につきましては、※で記載の通り、追加被ばく線量1mSv/年を満たすように設定してございます。具体的には、こちらの濃度につきましては、8,000Bq/kg以下といったところで設定をさせていただいています。また2点目としまして、今回再生資材化した除去土壌を使うにあたっての飛散、流出の防止で、施工中につきましてはシート養生等の対策、また覆土をした後につきましてはこの覆土によって飛散、流出の防止を措置していくというような形で規定して

ございます。また3点目としまして、モニタリング関係ということで、空間線量率の測定を施工時と維持管理時といった形にしております。具体的には、施工時につきましては7日に1回、維持管理時につきましては定期的にといった形で考えてございます。また4点目としまして、生活環境の保全ということで、こちら一般の工事でも対応していくような形の騒音・振動等を規定してございます。また5点目としまして、今回の再生資材化した除去土壌の利用場所であることの表示をしていく、また6点目としまして、再生資材化した除去土壌の利用場所、利用量、放射能濃度等の記録・保存、7点目としまして、復興再生利用におきましては除染実施者だけが使うわけではなくて、利用先の事業実施者や施設管理者等との工事の段階また管理の段階における役割分担等を協議、という形で基準のポイントとして整理させていただいているところでございます。再生利用ワーキング関係は以上になります。

(大野補佐) 続きまして技術ワーキング関係のご説明をさせていただきます。22 ページになりますが、技術ワーキンググループの概要ということで、大迫先生に座長をお願いしております。佐藤先生にもご参画をいただいております。ここでは、最終処分量を減らすための減容の技術と、あとは最終処分についての検討を行っていただいているということになります。

23 ページですが技術検討フローということで、技術ワーキングの中で取り扱っている検討内容をまとめたものになります。大きくは左上にあります減容技術等に関する検討ということで、これまで実証を重ねてきた減容技術の評価ですとか、またそれらの組合せについて検討を行っております。右上になります最終処分の基準に関する検討ということで、どういう方式で最終処分を行うかという検討を進めております。こういった検討を合わせまして、下の黄色で囲んでいるところですが、今年度末までに複数の最終処分シナリオの検討ということで、それぞれのシナリオの最終処分量ですとか、放射能濃度や最終処分場の構造、必要面積といったものを複数お示ししていきたいと考えてございます。24 ページは減容技術の組合せ例ということで、8,000Bq/kg 以下のものは再生利用していくということでございますが、それを超えるものについて、分級ですとか熱処理、飛灰洗浄といったいろいろな技術が提案されておりますので、量を減らしていける可能性があるということでございます。こういったものの組み合わせになるわけですが、その組み合わせの一例を示したものであるということになります。

また25 ページの方は、除去土壌の埋立処分基準案ということでございまして、処分場のイメージとして下に図を書いておりますけれども、セシウムが非常に溶出しにくいというような特性を踏まえまして、基本的には左側のように除去土壌を収納してその上を覆土で覆うような形を考えてございます。一部溶出があるような場合には右側のような構造になるということでございますが、土壌についてはこういった処分のイメージを持っております。一番下の注釈に書いておりますけれども、廃棄物について10万Bq/kgを超える場合にはコンクリート構造の処分場ということになりますけれども、大まかにはこういった処分の形を検討しているということになります。技術ワーキンググループについては簡単で

ございますが以上でございます。

(前田主査) 続いて CT で議論をしている 5 番目の理解醸成関係について、取組目標の達成状況と今後の課題について説明をさせていただきます。まずおめくりいただいて 27 ページについては、地域ワーキンググループと CT の議論対象の関係イメージを記載したのですが、これは前回ワーキンググループでもご紹介させていただいたものなので今回は割愛をさせていただきます。

続いて 28 ページ以降につきましては、昨年 10 月の戦略検討会において、各ワーキンググループ、CT において、これまでの取組の進捗状況のレビューや課題の整理を開始するようにご指示のあったところございまして、今年 3 月の CT で、この資料をお出しし、理解醸成に係る取組のレビューや課題の整理を開始したところとなっております。28 ページについては、技術開発戦略の中で、理解醸成についてどう書かれているかというものをご紹介させていただいたものでして、(2) 取組目標の中で、全国的な理解・信頼の醸成を進めることや、社会的受容性の段階的な拡大・深化等について目標として掲げているところございます。

続いておめくりいただいて 29 ページ、こちらは戦略における取組目標として、理解・信頼醸成を全国的に図っていく段階の中で、まずは認知・興味から理解、共感、受容というような段階があるということの一つの整理として記載をしております。2024 年度の戦略目標年までは、認知・興味、理解の施策を中心に取り組んできているという状況と考えております。その上で、戦略における取組目標の達成に向けて、全国的な WEB 調査を 2018 年度以降行ってきたところですが、その 6 年の推移をこの資料でまとめているところございます。まず県外最終処分の方針の認知、また再生利用の認知を 4 ページのグラフでまとめております。これは福島県内、県外全部をまとめた数字ということですが、年度間の差は若干ありますけれども、基本的には横ばいということで推移をしてきていると思います。おめくりいただいて 30 ページで、再生利用への関心というものを書いていますが、こちら基本的には先ほどの認知と同じような状況で、横ばいで推移しています。一方で、再生利用の安全性、必要性に関するお考えという意味で言えば、そう思うと答えられる方が増加して、思わないという方が減少しているという傾向が見られるところとなっております。続いて 31 ページとなります。こちら、技術開発戦略の取組目標の中で、社会的受容性の段階的な拡大・深化が位置付けられていることに関連しまして、WEB 調査の中で、再生利用の賛否、若しくは自らの居住地域での再生利用を実施することの意向についてまとめたものとなっております。まず再生利用の賛否、また、自らの居住地域での再生利用については、賛成である方が増えてきているというような状況です。特に左の再生利用の賛否ということについては、2018 年度には賛成が反対を下回ってございましたが、2021 年度からは賛成と反対が逆転をして、2023 年度にはその差がさらに開いたというような状況となっております。

最後 32 ページについては、こうした結果も踏まえての課題ということで、CT で一旦整理させていただいたものとなっております。2 つありますが、まず 1 つ目、再生利用・最終処分の具体化に向けて、戦略目標年のさらにその先を考えていったときに、やはり認知度・理

解度の向上、これは引き続き課題としてあるかなと思っております。まだ実証などいろいろ議論がされている中では、まず参加型の情報発信、理解醸成を中心にやってきましたが、今年度は技術的な成果がまとまっていきますので、そうした中では、より一層そうした必要性や安全性の認知度・理解度の向上が重要で、他の広報事例も参考にしながら、より全国規模の広報施策、より多くの方にリーチが可能な方策の検討も必要ではないかと書かせていただいております。2点目として、さらに社会的受容性を深めていくためには、コミュニケーションの内容・方法・対象の検討が必要だと思います。認知度を上げるための施策と違い、その議論の状況、事業の進捗フェーズなども考慮しながらどういう理解醸成のあり方が必要なのかといった検討には、まさにこの地域ワーキンググループとの連携も重要だと思いますが、そうした議論も今後進めていく必要があるのではないかと思います。一旦このような整理とさせていただきます。資料1-2の説明は以上となります。

(大野補佐) 資料1-3についてご説明させていただきます。復興再生利用、最終処分 of 取組の背景と放射線防護の考え方等についてということでございます。背景的なところも入れておりますので、これまでのご説明と重複するところがあるかもしれませんがご容赦いただければと思います。2ページをおめくりいただきまして、原発事故からの環境再生の取組ということでございます。かなり前提のところからになりますが、事故後、放射性物質が環境中に放出されたということで、その後除染等の取組を地域の方とご協力させていただいて進めて参りました。3つ目の丸のところですが、福島県内においては、大熊町・双葉町に設置させていただいた中間貯蔵施設に今除去土壌を保管中ということございまして、これを30年以内に県外で最終処分するために必要な措置を講ずるということを法律で決めているということでございます。今後の復興に向けてこういった除去土壌の処理を進めていく必要があるというところでございます。

3ページは、除去土壌の保管量、放射能濃度のデータをまとめております。下の左側の円グラフでございますが、福島県内では約1,300万m³という除去土壌が発生しております。また放射能濃度の分布については、真ん中の円グラフでございますが、復興再生利用の基準として考えている8,000Bq/kgというところを境にして、それを下回るものが約4分の3、それを超えるものが残りというような状況になってございます。

続いて4ページになります。今後の取組のポイントとしてまとめておりますが、背景と環境省の考えている方針をまとめたものになります。1ポツ目のところは、30年以内県外最終処分の実現などの除去土壌の課題の解決については、日本全体で取り組むべき課題であるというところでございます。福島県内の除去土壌については、先ほど見ていただいたような発生量、放射能濃度でございまして、また科学的知見として放射性セシウムが土壌に非常に強く固着しているというようなことがございますので、2つ書いておりますが、こういった方針で検討を進めてきたというところでございます。1つ目は、除去土壌の量が膨大であり、最終処分量の低減を図るため、放射能濃度が比較的低いものについては、安全性の確保を前提として一定の管理のもとで利用していく、この利用のことを復興再生利用と今回呼んでおります。それ以外のものについては、減容の可能性を検討しつつ最終処分するという

ようなことをございます。

5 ページ目については、今回の取組にあたっての線量基準ですとか、そういった考え方をまとめております。まず線量基準については、今回事故後の対応であるということ踏まえまして、1mSv/年を超えないようにということで取組を進めていきたいと考えてございます。さらにその下(2)防護の最適化のところですけども、この線量基準 1mSv/年以下とするということに加えまして、地域の関係者を含む関係機関等の参加のもとで、さらなる被ばく低減について、そのようなオプションを検討するという、こういったプロセスを踏むことが今後の取組の中でご理解を得ていく上でも非常に重要なポイントだと思っております。最後 6 ページ目のところは、そういった内容も含めまして関係機関等の関与ということでございます。先ほどの防護の最適化も含め、地域の関係者を含む関係機関等の皆様とのプロセスを踏んでいくということを検討しております。こういった重要性については先ほどのIAEA からの指摘にもあったところございまして、この地域ワーキンググループにおいて、関係機関等の範囲の考え方ですとか関与のあり方についてご議論をいただきたいというところでございます。資料 1-3 については以上でございます。

(佐藤座長) はい、どうもありがとうございました。前回開催したのが 1 月でありますので、それ以降他のワーキングがかなり数を重ねて開催されましたし、本年まとめの年度でもありますので、それを踏まえて今までの 1 年間の進展具合をご説明いただきました。特に、地域ワーキングに関係するところをまとめていただいたと思っております。それではただいまのご説明に対しまして、ご質問やご意見がありましたら、挙手をお願いしたいと思いますすがいかがでしょうか。はい、大迫委員どうぞ。

(大迫委員) ご説明ありがとうございました。これまで技術的な検討に関しては技術開発戦略の目標を今年度中に取りまとめるということもございまして、かなり収斂されてきていると理解しております。一方、こちらの地域ワーキングでの議論というのは、そのあとも含めた、この県外最終処分、再生利用に関して、どのような形で国民と向き合っていくのかということに関するプロセス、そういったものの検討ということで続いていくのだろうというふうに理解しております。

資料の 1-2 の IAEA の報告書で重要事項を指摘いただいております。12 ページの一番最後のところですけども、「環境省が最終処分場の特定・選定作業を加速化させる」というところ、またその次の下線は引いておりませんが、「ステークホルダー参画プログラムの時期と実施への影響を理解し、対処する」というところも重要で、かつそこに繋がる流れとして、13 ページの下から 3 つ目の黒ポツですけども、「環境省には、国民とステークホルダーの関与に関する戦略のマスタープランを引き続き策定することが期待される」とございます。地域ワーキングの議論として、このマスタープランに繋がる論点とある程度の方向性みたいなことに関する様々な意見を集約してつなげていく、そういうところが目標になっていくという理解でよろしいかという確認でございます。

(戸ヶ崎企画官) 環境省の戸ヶ崎です。先ほど資料 1-1 の方でご説明しましたが、今後 2 ページの方にありますように、戦略検討会の議論は、成果としてこのワーキンググルー

プでの結果を伝えることとなりますので、そちらでの全体的な今後の方針というものも考慮されることになると思います。

(佐藤座長) 大迫委員、いかがでしょう。

(大迫委員) はい、ありがとうございます。そのマスタープランという言葉の重みをどのような形で考えるかというところの質問でもございました。

(戸ヶ崎企画官) IAEA がマスタープランという言葉で表現しているのですが、いずれにしても、戦略検討会の報告書等につきましても先ほどご説明しましたような地域とのあり方とか、社会受容性に関するものというのもきちんと計画的に進めるというのが書いてありますので、この地域ワーキンググループでの取りまとめを今後戦略検討会の方にお伝えしまして、具体的にそこで今後どうすればいいのかということが検討されることになると思います。

(佐藤座長) はい、中野参事官。

(中野参事官) 現状我々が持っている戦略ということになれば、技術開発戦略のみとなっておりまして、それは今年度取りまとめをしていくというのが親会議である戦略会議の検討の大きなミッションとなつてございますから、その取りまとめを行えば、当然ながらその先をどうするのかということ、それをここで言っているマスタープランと呼ぶかどうか、そのコンテキスト自体の名前はあろうかと思えますけれども、こうしたことも要素に入れながら考えていくのが我々としても正当な次のステップだと思います。

(佐藤座長) はい、ありがとうございます。戦略自体は、今回の親委員会の最終報告には載るけれども、具体的なところは、その地域に応じて違うので、その後という理解をしましたがそれでよろしいですか。はい、ありがとうございます。その他いかがでしょう。はい、保高委員どうぞ。

(保高委員) ご説明ありがとうございます。IAEA の報告書に関してなのですが、サマリーで最後までまとめたものを訳してもらっていますが、本報告書全体を読んで、あと第1回、第2回のレポートも出ていると思うのですが、その中で書かれたコミュニケーションのお話の内容というのは、多分全体の部分を訳したものを公表する、若しくは公開して共有したほうがいいと思います。というのも、後ほどの資料2-2の中で、サマリーではない部分を日本語にして引用されたりしている。そういった意味では、今それが英語でしかない状況の中で我々がそれを引用するときにギャップがあったりすることと、あとは本報告書の方で結構コアなことを書かれていて、それを我々は理解した上で次のステップを考えるべきだろうということ、このメンバーもそれを理解してやるべきじゃないかなと思っておりまして、英語を読んでザッと抜けていくのはいいですけども、やはり日本語でみんな共通理解があるものを一つ準備していただくことが重要なと思いました。1点目はそれです。

(戸ヶ崎企画官) どうもありがとうございます。やはり英語の報告書を日本語で適切に国民の方に説明するということは大事だと思いますので、10月10日に日本語版の仮訳を公表しております。それから最終報告書の構成が、まず日本の状況の説明、IAEA の見解、最後に

その結論ということで書かれていまして、その最後の部分だけを先ほどの資料 1-2 の方では説明したのですが、本日の参考資料 3 の方では見解のところも日本語訳から抜粋したものを載せております。資料 2-1 の方で、IAEA の最終報告書の見解等を引用しているところもありますので、そちらについては適宜説明させていただきたいと思います。

(保高委員) 確認できました。ありがとうございます。2 点目が先ほど減容化の部分のお話があったと思いますが、23 ページのところ、左側で減容化技術等に関する検討があって、そのあとに複数のシナリオで決定というところがあると思います。今技術ワーキングの方では恐らく技術的な内容でどうなるかということと、コスト的な部分を検討されていると。一方で、この IAEA の報告書には、直接的に減容化のことは書いていないのですが、減容化された状態のもの及び高濃度のもの、低濃度のもの、量が多いもの、少ないものの受容性のお話というのは、私の方でも以前研究成果の共有させていただいて、そういった受容性もやはり気にした方がいいのではないかとというコメントもあったと思いますので、このあたり最終的には環境省がご判断される、若しくはやり方に関しては検討していくと思うのですが、ここも社会的な要素も加味して検討していくという雰囲気を少し入れていただいてもいいのかなと思いました。以上です。

(大野補佐) はい、ありがとうございます。技術ワーキングの方では、特に技術的な観点から減容技術の可能性ですとか、その組み合わせの可能性を踏まえて、複数の技術的に可能な選択肢をまずはお示ししたいと思っています。さらにその後は、社会的受容性も踏まえてどういった最終処分をしていくかということ議論していくことになると思いますので、そういった観点もわかりやすくまとめていきたいと思っています。

(保高委員) その最終的な決定というのは、今お答えできればですが、技術ワーキングが今回終了して戦略検討が 2024 年で終わるが、その中で決まってくるものなのか、その翌年度以降でそういったことも含めて決めていくことなのか、スケジュール的にはどうでしょうか。

(大野補佐) はい、今年度は、まずはこういった技術的な観点からの複数選択肢をお示するという事になると思っています。まさに今このワーキンググループの中でもご議論いただくような論点整理をしていただいた上で、こういったプロセスで、その辺りの社会的受容性も踏まえて決定していくかというのは来年度以降に議論していきたいと考えています。

(佐藤座長) はい、ありがとうございます。恐らくこのいろいろなシナリオですね、どんな処分場になるかとか、そういうことというのは実は全国対話でよく出てきた質問なのですよね。それにお答えしようという環境省の方々のお考えだということで、とりあえずはどんな絵姿になるかということシナリオ別にお示しするという事を今回はやろうということだと思います。その他いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(2) 論点整理（事例紹介含む）・論点に対する考え方（案）について

それでは、次に行きたいと思います。続いて議題の2、論点整理・論点に対する考え方についてです。資料1-1で事務局からご説明いただいたように、最終処分につきましては、2025年度以降に事業実施に関わる対象地域の具体的な検討方法を本格的に議論していくということで、今年度は先立って必要な論点とそれに対する考え方の案を今回と次回の地域ワーキングでまとめていくということを想定されているようです。それに対しまして、復興再生利用につきましては、今回と次回で議論をいただく予定なのですが、今回いただいたご意見については、再生利用に係る技術ガイドラインを補足する知見として入れていきたいということで、次回の再生利用ワーキングでも、その内容をご報告させていただくことを踏まえまして、本議題においては、まずは復興再生利用について事務局が説明し、委員の皆様からご意見をいただいた後、最終処分について議論、説明をいただくという流れで進行したいと思います。それでは資料2-1のうち復興再生利用に関わる論点整理や論点に対する考え方について、事務局よりご説明いただきます。

（新保補佐）はい、環境省の新保でございます。再生利用のご説明に入る前に資料2-1のスライド1と2をご確認いただきたいと思います。資料1-1の方でも説明させていただきましたけれども、前回の地域ワーキングにおきまして、再生利用と最終処分で共通するようなことと、逆に事業の性質上それぞれに対して特別に考慮すべき点に分かれるだろうという両方のご意見をいただいたこともございまして、全体の構成として、まず共通する背景、最終処分について、復興再生利用について、という3つの項目に分ける形で目次的なものを作らせていただいたという趣旨でございます。具体的にその共通する背景等にどのような内容を入れているかというのが、スライドの4ページ目、5ページ目になってございまして、4ページ目が県外最終処分の意義についてといったところで、全体的なまとめになりますけれども、福島復興が日本全体の最重要課題であるということ、それから中間貯蔵施設という形で、大熊町・双葉町に苦渋の決断をしていただいて、今福島全体の復興が大きく進展している状況にあること、それからJESCO法という法律の中で、中間貯蔵開始後30年以内に県外最終処分するということが約束として決まっているということ、それから最終処分量を低減するために、政府一体となって減容・再生利用を進めることが非常に重要であるというところ、こういったことを総括して、これらによって放射線のリスク低減と、除去土壌の有効活用、福島復興への貢献が可能となるといった形で整理をさせていただいてございます。次の5ページ目が最終処分と復興再生利用とは、といったところでそれぞれの定義を記載しているものでございます。先ほどから復興再生利用につきましては何度かご説明させていただいているところですので割愛させていただきたいと思います。

戻りまして復興再生利用関係の論点といったところで、スライド2の方でございますけれども、枠外のところに注釈としてコンサルテーションという言葉の定義を記載しております。先ほど崎田委員の方からもご質問ございましたけれども、前回ここはコミュニケーションという単語を使っておりました。この趣旨でございますけれども、コミュニケーショ

ンというのが一般的にそれこそ全国的な理解醸成とか、特定の地域ということ念頭に置かずに幅広くコミュニケーションを行うといった使い方をされる一方で、コンサルテーションというのが、定義記載しておりますけれども、県外最終処分ですとか復興再生利用に係る特定の案件を念頭に、その案件をどのように進めていくかについて、実際のステークホルダーの方々と相談・説明・協議等を行うこと、といった言葉があるといったところで、まさに今回この地域ワーキングというのが、その地域の社会的受容性の確保方策を検討いただく場ということで、コンサルテーションという言葉の方が意味として近いのではないかと、いったところで、今回からこのコンサルテーションという言葉を使わせていただいているという趣旨でございます。

それでは具体的な復興再生利用の各論点の詳細について、22 ページ目以降でご説明したいと思うのですが、論点のご説明に入る前に、今回再生利用の基準とその技術ガイドラインを補足するような知見として取りまとめさせていただきたいといったところで、そもそもその再生利用基準の今考えている案がどういったものかというのが、先ほど宮田からの説明でもありましたけれども、特に今回ポイントとなるところとして、7番に事業実施者や施設管理者等との工事及び管理における役割分担等を協議するといった規定がございます。この中身について次のスライド23でもう少し詳しく書いておりますけれども、除染実施者は、再生資材化した除去土壌の適切な管理のため、次に掲げる者との間で協議の上、再生利用に係る施工及び管理に関する基本的な事項その他の事項を定めることといったところで、事業実施者と施設等の管理者とを明記させていただいております。補足ですが、除染実施者というのは、福島県内においては基本的には環境省のことを指していると思っております。事業実施者は、公共事業そのものの実施者ということで、もちろん環境省になるケースもあれば、他省庁ですとか地方自治体、場合によっては民間の企業が実施者になることもあるかと思っておりますし、それに加えて、実際そこでのその施設の管理者といった方々が、明確に協議対象であるということを決めているところです。

一方で、それに加えてその地域のステークホルダーをどう考えていくかというのがまさに今回の再生利用における論点になっていまして、それについては、次のスライドでご説明させていただければと思っておりますが、その前に、24枚目のスライドで、復興再生利用の事業フローイメージというものを参考でつけさせていただいております。この図をつけさせていただいた趣旨でございますけれども、左側の参考の最終処分の方は、非常にわかりやすいといえますか、本当にこれからその案件を形成していく、まだ候補地も決まっていないといった中で、まず全体の方針を立てて、いろいろな複数案を設定して、事業実施箇所を検討すると、そういったフェーズがございます。右側の復興再生利用のフローでは、どちらかというと真ん中の概略計画の策定というものからスタートすることが多いのではないかと、ということで、具体的に言いますと、何か事業をするということ自体は既に決まっている中で、どう除去土壌を再生資材として使うかといったことが検討されるようなケースが多いのではないかと、いったところで、この真ん中のところから地域の方とのコンサルテーションが始まるというケースもあるだろうと。一方で、逆に復興再生利用をするということのある意味掲

げて、上位の方針からスタートすることもあるだろうといったところで、最初から入っていくケースと、計画がある程度決まった段階から入っていくケースと、どちらもあるだろうということで、利用の決定ですとかステークホルダーの関与が行われるタイミングが、少し異なる面があるといったところで、こういった再生利用の事業の性質といったことをご説明するためにこのフローをつけさせていただいたものでございます。

25 ページ以降が個別の論点でございます。一番上にその論点をつけさせていただいて、その下の枠で背景といったところ、例えば IAEA の最終報告書でどのような記載があるかといったところ、それに対してその考え方案ということで、そういった背景を踏まえて、どういう考え方で進めるのが良いかという案を示させていただいているという構成にしてございます。25 ページ目が事業実施に当たってのステークホルダーについてで、ステークホルダーとのコンサルテーションのあり方を検討するに当たって、どのようにステークホルダーの範囲を考えるかというものでございます。考え方案のところでは最初の1ポツの方に記載しているのが、基準案の方で記載した内容とほぼ同等ですけれども、まずその協議の対象というのが一義的には重要になるといったところで、公共事業等の事業実施者、それから施設の管理者といったことが考えられるといったものを記載しております。その上で、2ポツでございますけれども、その他のステークホルダーについては、地域の実情等を踏まえ、除染実施者が復興再生利用先の自治体ですとか事業実施者と相談しながら、必要に応じて、その他の者をステークホルダーに加えて、コンサルテーションを進めていくことが望ましいという記載をしております。幅広い関係者に単純に広げれば良いというものではないと思えますし、事業の性質ですとかその地域の抱えている特色、実情といったところをしっかりと踏まえた上で、事業実施者と相談してステークホルダーの範囲といったことを考えていくことが望ましいといった発想でこういった内容を記載させていただいているというものでございます。

続きまして 26 ページと 27 ページが地域とのコンサルテーションのあり方といったところで、ステークホルダーとのコンサルテーションのあり方を実際に検討するに当たって、どのような観点に留意すべきかというものを整理してございます。背景のところでは IAEA の最終報告書の記載を抜粋しておりますけれども、特にポイントとしてはまず1つ目のポツで、再生利用ですとか最終処分を選択肢を検討する際には、早い段階からの、ステークホルダーの関与が重要であるといったことが記載されております。それから一番最後のポツで、基本的には環境省の最適化に関する取組ということで、年間 1 mSv というのが原則でございますので、この低減を目指すことも当たり前として、加えて ALARA の考え方がございまして、被ばくの可能性が合理的に達成可能な限り低くなる、そういったものを決定するプロセスといった最適化の取組がございまして、こういったもので地域住民ですとか自治体などのステークホルダーと相談をして決定されると認識しているといったコメントがございまして、こういったものを考え方の方でもまとめてございまして、早い段階からのステークホルダーとのコンサルテーションが重要といったところ、それから最適化の取組を通じて目指すべき線量水準、それも踏まえた覆土等の厚さについて相談することが考えられる。また、リス

コミの観点から地域の参画の下でモニタリングのための空間線量率の測定を行う、こういったところで最適化を図っていくことが考えられるというまとめ方をさせていただきます。

続いて28枚目のスライド、少し変わりました地域共生のあり方です。どのような点に留意すべきかといったところでございます。こちらの背景で、IAEAの最終報告書の方ですけれども、2ポツの後段の方で直接的な便益に加えて、持続可能な未来のために道徳的・環境的に「正しいことをする」という、より広範な社会的便益も含まれる、といった記載がございますので、こういったところを捉えておりました、考え方のところでも直接的な便益のほか、より広範な社会的便益も含まれるといったことでそのコンセプトを入れているところです。またその地域の共生にあたっては、地域の便益を考慮することにも留意するといった形で整理をさせていただいているところでございます。こういった論点が重要かといったところと、その論点に対する考え方が妥当かといったところについて、本日ご意見、ご助言をいただければ幸いです。資料2-1の説明は以上でございます。

(佐藤座長) はい、ありがとうございました。それではただいまのご説明に対しましてご質問やご意見がありましたら受け付けたいと思います。挙手をお願いしたいと思います。はい、関谷先生。

(関谷委員) 東京大学の関谷です。まず、内容面や技術的な面について詳細にご検討いただき、これらについて特に異論というか違和感があるものではありません。ただ2つ、言葉の使い方について意見を言わせていただきます。今回から入っている、復興再生利用という言葉とコンサルテーションという言葉について、人文社会系の分野に近い研究者として意見を言わせていただきます。

第一に、復興再生利用という言葉です。これは2つの点で難点があると私は思います。第1点は福島県内人向けの問題です。復興の最中にあり、福島復興再生特別措置法の対象の意味するところ、すなわち福島県を対象として、地域を限定して再生利用を実施する対象地域とする、という狭い意味合いにとられてしまうと誤解する福島県民はこの用語では多いというふうに思います。これはコミュニケーション上の問題であり、先ほど資料1-2の方の説明でありました、再生利用の賛否、また居住地域での再生利用の賛否、これとは別の問題と考えます。少しここを丁寧に考える必要があると思います。

また、第2点は福島県外向けの問題です。復興のために再生利用を行う、これが今回提案されている趣旨だとは思いますが、どちらかというそれは当たり前のことであり、強調することなのかというのが問題意識です。福島県民や除去土壌の県外最終処分や再生利用に対して様々な意見を持つ人にとって、誤解がないことが明確であるならば、この用語で進めていただいても問題ないと思いますけれども、現段階ではこのことが調査などで行われていないので、明確ではありません。よってこの用語が妥当であるとは現段階で判断できないと理解をしています。現段階として、この用語を進めることについては、私は非常に懸念を持っております。

第二に、コンサルテーションという言葉です。これは、用語を変更することに反対するものではありませんけれども、そもそもコミュニケーションというのは、言葉のニュアンスと

して、対等なもの共有、言語の共有という意味を持っています。一方で、コンサルテーションというのは、専門家が助言をするというのがもともとの意味です。定義を決めたとしても、もともとの通常の言語が持っている言葉の意味というものはやはり非常に大きいので、こう定義するというふうに決めて区別しますというのは、もちろん研究論文とかでは大事なのですが、これは対象とする地域、一般国民、様々な方が関わってくることで、ぜひここを丁寧に進めていただきたいというふうに思います。特にコミュニケーション、コンサルテーションは主体だけで進めるものではなく相手があるものですから、相手に理解される用語でないといけないと思います。現段階として、この用語2点については、私としては非常に課題があると思っています。以上です。

(佐藤座長) はい、ありがとうございます。環境省の方いかがでしょうか。

(山本参事官) ご意見ありがとうございました。関谷委員のご懸念、コメントについての今の時点での回答といいますか、ややコメント的なものを含めてですけれども、まず1点目の復興再生利用という点でございます。こちらにつきましては、これまで再生利用という形で、かなり一般的な用語としてとらえられる意味も含めて使ってきたというところもありまして、この言葉はこの言葉で、管理なくいろいろ出回ってしまうというニュアンスとしても捉えられるというところで、これは親検討会の方でもいろいろなコメントがあったというふうに承知してございます。我々もこの言葉をどうしていくかと非常に頭を悩ませていて、まだまだ悩んでいるというのが正直なところですが、一つは今回の再生利用していく目的というのを明示していく、ある意味ストーリーとして明示していくというのは必要じゃないかと思っているところでございまして、先ほど関谷委員が当たり前とおっしゃったのですが、当たり前なのは我々も十分承知の上で、そこは非常に重要なことなので、言葉の中でも意味として込めた方が伝わる部分があるのではないかとというのは一つ考えたところでございます。もう1点としては、再生利用と裸で使うよりは、もう少し特殊な意味合いとしてこの用語を使っていくということで、先ほどの復興再生利用の定義の中でいろいろルール管理をしていくといったところの要素も含めていますけれども、ある意味特定の用語としての意味合いということも持たせるということでこの言葉を使っていくということを今考えているところでございますが、いずれにしてもこの点については我々も引き続きよく検討しなければいけないと思っています。

2点目のコンサルテーションにつきましても、おっしゃっているところは我々としても十分理解いたしました。コミュニケーションの元々持っている意味とコンサルテーションの元々持っている意味の違いというのは、我々も十分に意識する必要があるなど改めて感じたところでございます。今回のIAEAの報告書の中では、全体的にコンサルテーションという用語で統一されているというところもございましたので、ちょっとそれに合わせるというところも含めまして、今回のこの地域ワーキングやコミュニケーションチームのやっていることの切り分けという意味も含めて、今回こういう使い方をさせていただいたわけですが、どう言葉を使っていくのがより伝わるのかという観点でまたしっかり考えていきたいと思っています。ありがとうございました。

(佐藤座長) はい、大変貴重な、重要な議論ができたと思います。今後引き続き検討をお願いしたいと思います。関谷先生、よろしいですか。その他いかがでしょうか。大迫委員どうぞ。

(大迫委員) はい、ありがとうございます。今の関谷委員からのご意見は、私もある部分は賛同するところもありますし、また復興再生利用という言葉に関しては、ある意味県外最終処分も含めて日本全体でこの復興という言葉に関して当事者意識を持っていくという、復興のための、という意味合いでの使い方というところでは、最初は若干情緒的な部分もあるかなとは思ったのですが、それがどのように認知されて、国民の中に定着していくのかということには、ある意味期待もしているという部分もございます。そういう意味では、これまで県外最終処分という言葉にも、本来はこの復興という意味合いが込められるものだというふうにも理解していますので、この言葉に関して誤解のないような形の丁寧な説明ということは、関谷委員からもあったように本当に大事なところだと思いますので、やっていたきながら進めていただければと思っています。

また、コンサルテーションという言葉との関連でもあるかもしれませんが、対等の立場とかあるいは協議をきちんとしていくということに関して、この社会受容性という言葉も気にはなっております。受容していただく、社会に受け入れていただくという意味合いと、このコンサルテーションという言葉が繋がると、何かもう方針が決まっていて、それに関してお願いして受け入れていただくという意味合いが強くなっていくと思うのですけれども、対等とか協議とかあるいは共同とかいう言葉の意味合いを強めていくと、いかに社会で意思決定していくのかということや社会全体で成熟させていくということ自身がやはり大事だと思うので、この社会受容性やコンサルテーションという言葉で、何か行政側がお願いする説得型みたいな考え方にいつの間にかバイアスがかかっていってしまうようなところは気をつけながら、言葉の使い方も含めてやっていくべきじゃないかと思いました。以上です。

(佐藤座長) はい、ありがとうございました。山本参事官どうぞ。

(山本参事官) 大迫先生ありがとうございます。ご指摘の点も非常に我々も十分に意識して今後説明していかないといけないと思っていますし、今後資料を作っていく上でもそういった観点を十分注意しながらやっていきたいと思っています。ありがとうございました。

(佐藤座長) それではお待たせしました。崎田委員どうぞ。

(崎田委員) はい、ありがとうございます。関谷委員や大迫委員がお話しされたことと少し共通するところも出てきますが、意見を申し上げたいと思います。私は、全体の流れとしては、非常に丁寧に地域との対話というかコミュニケーションを考えておられる、そういう流れができていると思うのですけれども、じっくり考えると、それが地域の方にきちんと伝わるような流れにできているのかどうか、そこを考えていただくのが大事なかなというふうに思っています。それで、コンサルテーションという言葉に関しては様々な意味があると思うのですけれども、今の地域社会での対話の現場でほとんど使われてない言葉ですので、地域の方との対話のときに、この言葉をどういう形で使っていきのかというのは、やはり少し注意しながら考えていただいた方がいいのではないかという印象を持っています。

復興再生利用に関しては、やはりこれは復興に貢献するのだという、全国の方にそういう気持ちを持っていただくような、そういう流れに持っていけるようにうまく使っていたくといいなと思っています。

なお、私はこの仕組みを考えると、3つ大事にしたいと思って参加をしてきました。1つ目は、早い段階からいわゆる行政とかいろいろな関係機関だけではなく、地域の方々にもきちんと情報が共有されて対話の場を作っていくという、そういうことを地域の方にもしっかりと明確に伝えていくということ、2つ目は、地域の皆さんの声を決定過程にどう反映するのかということが地域の方にもわかるように仕組みを作っていくということ、3つ目は、既にご説明もありましたけれども、決まってから地域の方の参画型でモニタリングをすとか、そういうことを仕組みの中にきちんと入れてくというのが、信頼関係づくりに大事だと思いました。この説明をじっくり伺っていると、そういうことを考えて検討しておられることはわかるのですが、例えば資料 2-1 の 24 ページの復興再生利用というところで、これからもう少し書き加えていくのだと思うのですが、先ほど私が申し上げた3つのポイントなどが、どういうふうにこの決定過程の中に入っていくのかというようなことが、こういう図を見たときに地域の方にもきちんと伝わっていく、あるいは関係者が共有できるような形で交通整理していただくのが大事なのではないかなと思いました。

それから、今のこととは関係ないことですがもう一つ、できればこういう復興再生利用とかそういうことが始まった段階で、後々中間貯蔵施設用地をどういうふうに関係していくのか、あるいは使っていくのかを、例えば県の方とか、地域社会の方あるいは様々なステークホルダーとしっかりと考えていくというような場を作っていく、それもととも大事なのではないかなと思っています。土地を既に売ってくださった方や、戻すという約束で使わせていただいている方、いろいろな方がいらっしゃるの、ある程度共通のイメージを持っていかないとやはり浜通りの今後の復興に影響してくるのではないかなと思っています。多くの方がどうなっていくのだろうと様々な夢とか思いを抱いておられると思うので、少しそういう場もきちんと並行して考えていただいたらどうかというふうに思います。よろしくをお願いします。

(佐藤座長) はい、環境省いかがでしょうか。

(山本参事官) 崎田委員ありがとうございました。ご指摘の点につきましては、今回の資料の中でまだ十分に反映しきれてないところもあろうかと思えますけれども、またご意見も踏まえながら少しずつ見直しといいますか、反映していきたいと思えます。2点目におっしゃっていただいた跡地利用ということに関しましては、この地域ワーキングの議題というわけではないと思えますけれども、これは非常に重要なポイントだと思ってございます。今すぐというわけではないかもしれませんが、重要な論点だと我々としても認識しているところでございます。

(戸ヶ崎企画官) 少し補足ですが、先ほどの24ページのところで、今日中心に説明させていただいた復興再生利用の中で、最初に公共事業が決まっている場合に、どこかの段階でそういうコンサルテーションが始まるということを中心に説明させていただいたのですが、

最初の色がついている三角のところですけど、この除去土壌を使った復興再生利用の必要性とか、どんなことをやるのかとか、そういうところは全体的に最初の早い段階で説明させていただいて、その下にありますように、こういう除去土壌を使って復興再生利用するということから始まるケースもありますので、その時はこういうような早い段階からやっていきたいと思います。そちらの方は、どちらかという最終処分の方のやり方に近いと思いますので、いろいろいただいたご意見も踏まえて後ほど説明させていただきます。

(佐藤座長) はい、ありがとうございます。恐らく崎田委員のおっしゃりたいのは、説明を聞いたらこの図はよくわかるけど、このまま説明なしでいくと、やはり少しわかりにくいかなという指摘だったと思いますので、ぜひ、先ほど言われた思いがきちんと伝わるようにしていただくといいのかなと思います。何か横から入っているので、これは補助みたいな形に見えてしまうのもあるのかなと思いました。新保さんどうぞ。

(新保補佐) 崎田委員からのご指摘の件で、1点だけ補足させていただくと、中間貯蔵施設の用地の跡地利用の件でございますけれども、こちらにつきましては、もともと中間貯蔵施設を受け入れていただくに当たって福島県及び地元の大熊町・双葉町と、地元の安全に関する協定というのを結んでいまして、その中に明確に跡地利用について記載しております。環境省が福島県及び二町としっかり協議をして、跡地利用の考え方について検討していきましようといったことが設けられております。一方で、これまではまだ土を運び込んでいる段階といいますか事業を前に進めている段階といったところですので、具体的な議論がなかなかできていないといったところがございますけれども、今後再生利用ですとか県外最終処分ですとか土を外に運び出すという段階において当然並行して検討していく必要があると思っております。一方で、跡地利用の考え方はやはり環境省が何か考え方を地元へ押し付けるようなものではなくて、地元としてどうありたいかといったところのご意見があると思しますので、そういったところを丁寧に伺いつつ、環境省としても、どういった協力ができるかといったところを丁寧に議論していく必要があるかというふうに考えてございます。

(佐藤座長) それでは泊委員どうぞ。

(泊委員) 泊でございます。丁寧なご説明をたくさんいただきありがとうございます。私からは、資料2-1の24ページで4点と28ページで1点、計5点お伺いいたします。初めに24ページの事業フローイメージのところですか。コメントが2点と質問が2点となります。まず先にコメントさせていただきますと、1つ目、復興再生利用の公共工事例と書いた縦のところですけども、もう少しわかりやすいほうが良いという指摘です。概略計画の策定の先に事業実施段階とあって、その後に工事の完了に至ります。概略計画とはあくまでも事業をどのような規模で、おおむねどのような位置で実施するかという、要は詳細には決まっていないう意味での総論の確定というもので、そこを意識して通常このように位置付けられるかと思しますので、その先、工事完了の前の段階に詳細な図面を含む決定というのが位置付けられるかと思します。つまり、事業が詳細に確定するというのはこの調査の先というのが通常と思しますので、その辺りはもう少しわかりやすく記していただいた方がよいと思します。2点目は、これに関連して縦のフローの参考と書いているところで一番上

になりますけれども、公共工事の例と書いてありますが、通常工事はその詳細な計画の決定後の事業化の部分のことを示すと思います。この記してあるものですと施工で、設計も含む場合もあるかもしれませんが、すごく短いところが工事になると思いますので、公共工事の例と書いてあるところは公共事業の例など、わかりやすくしていただいた方が良いと思います。

これを踏まえて、質問が2点です。1つ目は、先ほどのご説明の中で、除去土壌を使用した場合を想定すると、この下の利用の対象となる事業が先に定まっているケースの矢印に当たる、このようなご説明をいただいたかと思いますが、環境影響評価の事業アセスの段階が通常こちらになります。一方で、事業を何か考えていく場合には、戦略的なアセスメントも当然実施することになると思うのですが、これはこの図ですと概略計画の策定の前、事業実施箇所検討段階で通常行われることになると思います。環境戦略アセスではこのような除去土壌を含むものについて検討の対象にしていけないという発想なのかどうかについて補足していただきたいと思います。2つ目は、最初におっしゃったと思いますが、本日は再生利用に関わるガイドラインを作成していく前提だったと思います。その内容がこの縦のフローのどこに関わってくるのか、どこの段階の前提になるのかについて補足していただきたいと思います。まず24ページについてお願いいたします。

(戸ヶ崎企画官) 24ページの最初のコメントで、詳細計画というのがこの概略計画の下の方の段階で入るのではないかということなのですが、それはその通りですのでその辺がきちんとわかるように表現したいと思います。2点目の上の参考という色がついたところに書かれている公共工事についても、公共事業ですのでそちらの方に修正させていただきます。3点目の戦略的なアセスの段階から除去土壌の利用が関係するのではないかということにつきましては、少しわかりにくくて申し訳なかったのですが、この事業実施箇所検討段階のところの矢印も先に定まっているケースに該当しますので、そちらの方も対象になっていることがわかるようにしたいと思っております。

ガイドラインに記載するところにつきましては、いろいろなケースがあると思うのですが、いずれにしても、特に覆土の厚さとかモニタリングの測定方法や箇所といったことについては共通すると思いますので、それはどの段階から関与することとしても対応できるような盛り込み方になると思います。

(泊委員) はい、ありがとうございました。続けて28ページについて少し意見をさせていただきます。特段何か異存のあるものではありませんけれども、考え方案の中で記されているのは、地域の便益として直接的な便益、加えて広範な社会的便益という大きくこのような2点かだと思います。今全国で地方創生、地域活性化が活発に行われているところで、これを後押しするようなところをしっかりとわかるように書く必要があると考えています。つまり、背景にあるIAEAの最終報告書の記載というところでは、復興や長期的な持続可能性への支援と書いてあって、要はこれが考え方のベースになっていますけれども、この支援というのは、地域の自主的な活性化を支援する、こういう意味だとすごくわかりやすいといいたいでしょうか、必要な要素ではないかなと思いますのでぜひご検討いただきたいと思います。私から

は以上です。

(佐藤座長) ありがとうございます。今の件に関してはいかがですか。

(戸ヶ崎企画官) はい、IAEA からは復興や長期的な持続可能性への支援などの要素も便益であるのではないかとということなので、そこもきちんと地域と繋がるような内容にしていきたいと思います。

(佐藤座長) あと、ポイントは自主的などというキーワードだと思いますので、それも入れられるかどうかはともかく、お考えくださいということだったと思います。

(戸ヶ崎企画官) はい、わかりました。そちらも考慮させていただきます。

(佐藤座長) はい、保高委員。

(保高委員) ご説明ありがとうございます。いろいろ検討いただいた結果、いろいろこういうことだったなと思い出すことがあったのでちょっとコメントさせていただきます。まず最初に用語の定義等は関谷先生がおっしゃっていて、特に僕の方ではコンサルテーションというのが特出しで出てきていて、最終的には合意をしっかりと一緒に行っていくということが目的なのに、何かコンサルテーションをやるような感じになってしまう。そのコンサルテーションがこれだけ強調されている分だけ、その持つ意味が本来の意味に戻っていく、とらえ方が多様になってしまうのではないかとというような懸念があるのではないかなと思っています。戻ると今回はやはり再生利用するとき、うまくいった事例、うまくいかない事例があった。そういった中で合意形成が目的であって、その前提としてステークホルダーインボルメントが重要だよという内容が IAEA の報告書の中にはある。その中ではコンサルテーションというのは一部であって、まず最初に情報の共有とか認知みたいな話があり、次のステップで双方向の対話とかコンサルテーションというのがあって、3つ目にコラボレーションとかそういったものを反映するというプロセスがあって、4つ目がエンパワーメントとかコエキスパタイズプロセス、例えば線量計と一緒に測るみたいなことというようなステップがあると思うのです。そういったステップの中でのこのコンサルテーションが非常に特出しされているという部分がちょっと気になっているのかなと。全体としてそういうプロセスを行っていく、それは国民的な理解醸成でも地域の理解醸成でも多分同じで、特に地域理解醸成としてはそれが重要になってくるのではないかとというのが、感想です。その部分をもう少しステップを置いて書いた方がいいかなというのが1つです。

2つ目が、今回 IAEA の報告書にも一部出ていますが、手続的公正と分配的公正というのは前提条件として考えておくべきことだろうと。それは多分 IAEA の方もおっしゃっていましたし、その時に環境省の方もそれが重要であるということをご回答されたと思います。手続的公正も再生利用時には、県外最終処分のような明確なプロセスを決めることはなかなか難しいこともあると思うのですが、ただ少なくとも、このレベルのプロセスを進める、ということをおっしゃられると思います。それは手続的公正の観点からこういうことをしているのだと思います。もう一つ、分配的公正も確実に守らなくてはならないことで、そういった中で分配的公正の観点から社会的便益の中での特に直接的な便益だけでなく、将来の地域の便益が重要ではないかというような話で入るとわかりやすくなるのではないかと

思います。さらに、その中で地域の受容性を上げるポイントとして、リスク認知であるとか社会的便益の提示とか、信頼に関してレポートにも書いてあったし、我々の研究成果でも出ていますけれども、そういった信頼というのを上げるという行為も一番重要です。政府、自治体また事業者の信頼を上げるということ、さらに興味とか認知、これはコミュニケーションチームに関わることですけれども、そういったところが必要になってくるというところで、その辺りというものをうまくこの中に入れ込んでいただけるとよりわかりやすい資料になるのではないかと思います。

もう1つ、コンサルテーションとか双方向の対話、合意形成プロセスの中でのそういった部分において、環境面だけではなくて、地域の方が何を懸念されていて、地域に今後こういう事業をやるときに何を欲しいのか、若しくは何を作ったらその地域の未来になるのかみたいな部分が入ってくると思うのです。社会面と経済面、そういったことを織り込むという形がわかりやすいのかなと思いました。すみません、長くなって恐縮です。

(戸ヶ崎企画官) どうもありがとうございます。こちら、先ほどちょっとご説明させていただいたように、どちらかという復興再生利用の特に事業が先に決まっている場合に、除去土壌を使うという前提でコンサルテーションというのはどういうことかということで、直接的に関係ある方と、あと相談とかが必要な方という形で、そこのところを中心に説明させていただいたのですが、当然その前の段階で、コミュニケーションから繋がる部分とか、あとステークホルダーももっと広いところから始まるものもありますので、そちらの方は、最終処分の方で先ほどの手続的、分配的な話とか認知の話とか、そういう話についても触れておりますので、最終処分だけじゃなくてやはり復興再生利用の方でも必要なものというものもあると思いますので、そちらの議論の中で必要なものというのを、復興再生利用の方にも盛り込んでいきたいと思っております。

(保高委員) 少しオブラートに包んで申し上げたので、例えば26ページのところでコミュニケーション、情報共有、認知の情報もここに入っていますし、要はここコンサルテーションというふうにもおっしゃっているのですが、コンサルテーション以外の部分の話も入っている。要はステップがあって、専門家会合でも4つのステップとか5つのステップみたいな形で示されたコミュニケーション方法があったと思います。そういったエンゲージメントの方法、そういった中で書かれているような要素が多分ここに入っていて、コンサルテーションはその中の一部だということで、その辺りをよりわかるように書いた方がいいのではないかと指摘です。この中に入っている情報の中でも分かれるということです。

(山本参事官) 保高先生ありがとうございました。ご指摘の点、こちらに書いてあるステップ等よく踏まえながら、言葉の使い方ですとか説明の記載内容についてはもう少し考えていきたいと思っております。よろしく申し上げます。

(佐藤座長) はい、よろしいでしょうか。大迫委員どうぞ。

(大迫委員) はい。もう1点先ほどの24ページのフロー図のところ、保高委員からも手続的な公正という考え方についてコメントがありましたけれども、この復興再生利用に関しては、既に事業が進んでいる中に除去土壌を使うとか、あるいは最初の上位段階からもそ

ういった議論が入ってくるといういくつかのパターンがあるということによって理解しておりますが、どうしてもなぜここで除去土壌を利用するのかということに関する説明みたいなのところが、まだ曖昧かなと思っている部分があります。私の理解だと、ある技術的な要件を満たせば公共事業であれば、日本全国どの事業であっても対象になりうるということで、そういう理解がまず全国の中であって、その中で、どこでやりますかという場合は、一般的に大きくは公募型かあるいは協力要請型かというパターンに分かれると思います。それをどちらかというとな国の方からも省庁横断でいろいろな議論をしながら、協力を要請していくというような形でここは進められるという、その手続きや考え方自身をまずは国民全体に理解していただくということが手続的公正には大事なかなというふうに思ったので、少しその辺りを整理して明確に説明していただいた方がいいかなと思いました。以上です。

(佐藤座長) はい、よろしく申し上げます。私から、今の大迫委員の意見と近いかもしれませんが、逆の視点もあって、例えば公共工事が決まって、この区間は復興再生利用です、とどこから持ってきたものかというのを明らかにするということは、例えばその公共工事でどういう土を使って埋めているかということも明らかにしていくことになるということで、その他の区間の土とか石もどこから持ってきたのかというふうにならないとおかしいと思うのですよね。そういうことが今までは公共事業であっても多分住民の認知はないと思うのです。そういうことをやることになること自体が可能なのかとかも再生利用ワーキングでちょっと議論していただきたいなと思います。これは意見です。

あともう1つとても大事なことなのですが、先生方から出てこなかったのがステークホルダーの考え方で、25 ページですけれども、これは、私は専門ではないのでわかりませんがよろしいでしょうか。まずは協議の相手方である復興再生利用先の公共事業等の事業実施者、工事によって完成した公共施設等の管理者であるけれども、そのうえで、その他のステークホルダーとして地域の事情を踏まえてというふうになっているのですが、ステークホルダーの考え方はこれでよろしいでしょうか。はい、関谷さん、どうぞ。

(関谷委員) ステークホルダーというのは、利害関係者のことなので、関わってくる人、ありとあらゆる人すべてというのが普通だと思います。パブリックリレーションズ分野では、それをステークホルダーマネジメントという言い方をされていて、最初から対象を定めるというのであればマーケティング分野におけるターゲットという言い方になります。ちょっと使い方に若干違和感がある言葉です。

(佐藤座長) 私は専門ではないですけど、感覚からして最初から決めると、置いてきぼりになって入っていない人が、何で俺らには来ないのかなということもありますよね。ですので、このステークホルダーの範囲とかあり方ということがとても難しいことなのですよね。意見が出てこなかったので関谷先生に聞くつもりで聞いたのですが、その他の方、はい、泊先生。

(泊委員) 関連したことで1つ意見になります。例えば 26 ページの「早い [段階からの] 機会を模索することが推奨される」と先ほどご説明いただいた中に含まれていますけれども、ステークホルダーとは、要は国家的なプロジェクトとして動いているわけですから、そ

の一番は国民だと思っております。そこから具体的な事業が決まってくると、もっと限られた対象者に最終的にはなっていくと思っておりますけれども、その段階がいろいろあって、どれぐらい関与の度合いがあるかについてもいろいろなレベルがあると、こういうものだと私は考えます。この早い段階からというのは、復興再生利用の事業の早い段階のもっと前が本来含まれていて、そのことは実は資料からは読み取れます。今の同じところだと、「再生利用や最終処分の選択肢を検討する際には、早い段階からの」と書いてあって、これはつまり、今ここで議論していることも含む早い段階を含んでいることだと思っております。ですから、復興再生利用事業から限定するのではなく、今も取り組んでいることすべてがこれらの早い段階に当たると考えて、そこにはもう既にステークホルダーがいて、その延長に再生復興利用の事業の議論がある、このようにつなげて考えるのが本来あるべきなのかなと思っております。ここまで意見とさせていただきます。

(佐藤座長) はい、ありがとうございます。逆の立場で手引きとかそういうところで、今度公共工事をやる側とか僕らみたいな工学の人間、技術屋の人間が、どういうふうにしたらいいかということも多分書かなくてははいけないので、それでこういう定義をしようと思われていると思うのですが、今ありましたように、それは決めるものではないし、地域の事情によっても違うだろうし、とても難しいですよ。どこまでステークホルダーの事に関して書くのかということももう一度ご検討いただいて、できれば専門の先生方にご相談いただきたいと思います。よろしいでしょうか。

(戸ヶ崎企画官) はい、わかりました。ステークホルダーという言葉はIAEAの最終報告書でそういう表現をされていまして、それを利害関係者と訳したりとかいろいろと途中あったのですが、やはりステークホルダーというのは、先生がおっしゃるように関心のある方とも入りますので、一応用語としてはステークホルダーという言葉を使っております。ただ、事業の段階とか説明の内容とか関与の仕方でもその対象者が変わってくると思っておりますので、その辺りはきちんとステークホルダーという言葉を使わなければいけないところもあるのですが、対象や段階によって適切な対象者がわかるような表現を考えたいと思っております。

(佐藤座長) ありがとうございます。時間も限られてきていますので、それでは崎田委員。

(崎田委員) 細かいことですが、25ページの最後のところの下から3行目、「地域の実情等を踏まえ、除染実施者が復興再生利用先の自治体」と書いてあるのですが、書類としてはいいのですが、今後こういうことがコミュニケーションの現場に資料として出たときには、「復興再生利用を検討する自治体」など、まだ決まってないわけですので、すごく配慮しながら書類を作っていただければありがたいと思っております。

(佐藤座長) はい、ありがとうございます。それでは時間もないので資料2-1の最終処分の方を短めに、お願いしたいと思います。

(前田主査) それでは、最終処分について、資料1-1も踏まえながら論点と考え方を簡単にご説明させていただければと思います。一旦資料2-1の1ページに戻っていただいて、前回ワーキンググループでお示した通り、最終処分については大きく4つのカテゴリーに分けております。その上で前回ワーキンググループからの修正・追記部分を赤字で記載し

ているところでございます。なお最終処分については、資料 1-1 で説明した通り、あくまで今年度は先立って必要な論点整理を行うこととしており、事業実施に係る対象地域の具体的な検討方法などについては、2024 年度の検討状況を踏まえて、2025 年度以降に本格的に議論していくこととしておりまして、これからご紹介する論点の考え方の箇所には、そういった 2025 年度以降に本格的に議論する旨が書かれているのでご留意いただければというふうに思っております。

ページを飛んで 7 ページから説明をさせていただければと思います。7 ページについて、事業における地域とのコンサルテーションのあり方の検討に当たっての段階の整理として、こちら新たに論点を追加したわけではなく、既に第 1 回地域WGで案としてお示しした論点を前提の章に移動させたものとなっております。こちらの考え方は 8 ページを開いていただいて、こちらの図がよりわかりやすく、先ほど新保から説明があった通り、国交省のガイドラインを踏まえると、公共事業の例としてまず左の図のようなフローが考えられまして、これを参考にすると、上位の方針、事業実施箇所検討段階、事業実施段階、維持管理段階といった段階で進むことが考えられます。ただ、その詳細については 2025 年度以降に議論をさせていただければと思っております。

次 9 ページをめくっていただいて、こちらはステークホルダーの範囲や役割についてです。考え方として、事業の各段階で、地域の実情などを踏まえ、具体的なステークホルダーを特定し、地域とのコンサルテーションを進めていくことが望ましい旨を記載しているところです。

続いて 10 ページ開いていただいて、地域とのコンサルテーションに先立ち、必要となる国の取組を記載しているところで、こちらは前回ワーキンググループで、委員より県外最終処分の問題は国民全体で解決していくべき、その上で受入地域とそうでない地域がどう負担を負うかを考えていくことが当事者意識に繋がるといったご意見がありました。それを受けまして考え方案の方にそうした旨を記載しているところでございます。なお、こうした全国的な理解醸成活動については、コミュニケーション推進チームで主に議論をして参ります。

続いて 11 ページを開いていただいて、ステークホルダーの関与の進め方について。前回のワーキンググループで委員よりステークホルダー・インボルメントの方法に係るフレームワークについて整理すべきといったご意見があったことを踏まえて新たに論点として加えたものとなっております。考え方案としては、IAEA ガイドラインなども参考にしつつ、ステークホルダーや事業の段階に応じて、ステークホルダーに対しどういった考え・方法で関与していくことが適当であるかを整理する旨を記載しております。

ページおめくりいただいて 12 ページ、13 ページ、こちらは、最終処分の事業実施に係る対象地域を具体的に検討するに当たっての留意点を論点としております。12 ページは背景として、関連する IAEA の報告書の記載内容を紹介しておりまして、こちら前回のワーキンググループで委員からも対象地域の検討に係る議論を早い段階で行うことが必要である旨ご意見がありましたが、IAEA の報告書においても、下から 3 ポツ目、最終処分の選択肢を

検討する際には、早い段階からの、ステークホルダーの関与が重要と書いているところです。この考え方案として 13 ページに書いておりました、こうした IAEA からの提言も踏まえて、例えばコミュニケーションの実施時期など、そうした諸々の留意点をこちら記載させていただいておりますが、こちらの具体的な議論についても 2025 年度以降にさせていただこうというふうに思っております。

次 14 ページに進んでいただいて、こちら対象地域の検討に当たりどのようなパターンがあり得るかということ論点にしております。JAEA が出している検討結果の取りまとめを踏まえると、この考え方の 1 ポツに書いてある 4 パターンが考えられますが、こちらも詳細は 2025 年度以降に議論することとしております。

15 ページを開いていただいて、対象地域の検討に当たって、その他どのような点に留意が必要かという論点になっております。こちら例えば IAEA の個別安全指針などを踏まえると、例えば安全性・環境保全・社会的経済的要因といった留意点が考えられますが、こちらも詳細については、2025 年度以降に議論することとしております。

16 ページから 19 ページについては、事業における地域とのコンサルテーションのあり方について記載しております。地域とのコンサルテーションのあり方を検討するに当たってどのような観点に留意すべきかというところで、考え方には IAEA の最終報告書の事業実施に係る対象地域の検討をするに当たっては、早い段階からのステークホルダーの関与が重要ですと。その上で、ここに記載している IAEA ガイドラインや報告書の記載内容を踏まえて、地域対話のあり方について、基本的な考え方は国で定めつつ、具体的には自治体等とも相談の上で進めることを想定しております、そうした基本的な考え方については、2024 年度の検討を踏まえて、またここに記載している IAEA ガイドラインなどの考え方も踏まえつつ、2025 年度以降に議論することとしております。こちらの下ではそれぞれの前提で示した段階ごとに、コンサルテーションの目標や主体・対象、内容、方式、議論の透明性などといった考えられる観点ごとに、IAEA ガイドラインなどをもとに留意点として載せているところがございますが、今回詳細は割愛をさせていただこうと思っております。

最後 20 ページとなりますが、こちら最終処分の実施に係る地域共生のあり方の論点についてでございます。こちら、IAEA 最終報告書を踏まえての留意事項を考え方案に記載しておりますが、具体的な地域共生のあり方については、2025 年度に議論するということとしております。

あわせてなのですが、資料 2-2 についてもご覧いただければと思います。こちら事例紹介というところでもらせていただいております、ページをめくっていただいて、こちら前回ワーキンググループでお示した資料についてですが、国内・海外において参照可能と想定される先行事例についてまとめたものというふうになっております。2 ページ以降が具体的な先行事例となっております、例えばイギリスの場合ですと、低中レベルの放射性廃棄物処分場の立地手順の修正・改善について公開対話を含むステークホルダーとの包括的な全国協議を実施するなど、そういった参照できるような先行事例を書いております。ここでは詳細は割愛させていただきますが、2 ページ以降に様々な先行事例を載せております。

こうした先行事例も参照しつつ、2025年度以降に地域のステークホルダーとのコミュニケーションや地域共生のあり方などを議論させていただければと思っております。

最後に、まず参考資料2-1として国交省の計画策定プロセスガイドラインの概要の抜粋を載せさせていただいております。このガイドラインでは、先ほども少し述べました通り、公共事業の構想段階における計画策定の進め方の例として、参考資料2-1の1ページの図の通りのフレームが示されております。それを踏まえまして、参考資料2-2についてですが、ここに示しているフロー図は、資料2-1で示した各論点について最終処分におけるどのフェーズに該当するかを大まかに示すために、先ほど参考資料2-1としてお示ししたプロセスガイドラインのフレームを参考に、あくまで便宜的に当てはめたものというふうになっております。一つ注意なのが、こちら実際の最終処分の対象地域の検討手順を表したのではなく、最終処分のそうした具体的な検討の手順などについては、先ほどから申し上げております通り、2024年度の検討状況を踏まえて、2025年度以降に皆さまと本格的に議論させていただければというふうに思っております。説明は以上となります。

(佐藤座長) はい、ありがとうございます。急がせてすみませんでした。もう予定の時間を過ぎているのですが、とても大事なことなので10分ぐらい延長させてください。それでは今ご説明がありました件に関しまして、ご意見やご質問があれば挙手をお願いしたいと思います。はい、大迫委員。

(大迫委員) 1点だけでございますが、資料2-1で最終処分に関しましては、論点は整理いただいて、そこに対して特に今現在異論があるわけではないのですが、これを具体的には25年度以降で議論していくということで承知しております。その際に、資料の2-2の事例紹介の中で、すぐにといいことではないですけれどもレビューいただきたいのは、これまでの環境再生事業の中で、必ずしもうまくいかなかった指定廃棄物の長期管理施設の立地選定に関して、福島県以外の5県において国が長期管理施設を造るということで進めてきたのですが、結果的にはその実現には至ってないというところで、当時有識者会議と市町村長の会議の中で枠組みを作って進めてきたわけですけれども、そういったところのレビューを、環境省の中で経験者もまだたくさん残っておられると思うので、ぜひ整理していただければと思います。今度は各県内での合意形成じゃなくて、県外最終処分も含めて全国レベルの合意形成になるので、少しスケールは違いますけれども、そこから見えてくる類似の共通事項の反省点等も整理できるのではないかと思いますのでよろしくお願いします。

(佐藤座長) はい、ありがとうございます。保高委員どうぞ。

(保高委員) ご説明ありがとうございました。今参考資料2-2を拝見して、すべてが頭の中で整理できた感じがしました。参考資料2-2で書いておられるこの最終処分の順番、①前提とか②検討事項(2)というものと、この中の順番が多少前後したりしていて、コンサルテーションの方が前に来たり、地域の検討事項が後ろに来たりしているので、その辺りというのがこの参考資料2-2を見ると、議論する段階がどの段階でというのはすごくよくわかるので、そういうものとあわせて説明いただけると理解が非常に深まるかなと思いました。再生利用に関しても、恐らくこういう図がある中でこの場所だよということと言

っていただければ、コンサルテーションがその一番下のところの話だということもこれで理解できたので、その部分というのが伝わるようにしていただければと思いました。最後に1点だけ、参考資料2-2の中の一歩下のところで、ステークホルダーの把握の後コンサルテーションの手法の選択になっていくので、ここに関しては先ほど申し上げたような、認知なりコミュニケーションの部分からコンサルテーションという形にするのがいいかなと思いました。以上でございます。

(佐藤座長) はい、関谷委員どうぞ。

(関谷委員) 先ほど座長からご指摘があったステークホルダーについての議論の補足にも繋がるのですが、拝見をしていると、ステークホルダーマネジメントについて、その対象のステークホルダーを特定するという意味合いがすごく狭い意味で捉えられているように思います。普通パブリックリレーションズにおけるステークホルダーの特定というのは、関係しているグループを漏れなく対象とするというような意味合いの方が適切かと思います。絞って特定をするというのは、先ほど言ったマーケティングのターゲットのような意味となります。少しその点で誤読があるのではないかなと思います。

先ほど泊委員がおっしゃった国民というのが一番重要なステークホルダーであり、例えばメディアもメディアリレーションとして重要なステークホルダーです。少しその辺りの整理をいただければと思います。以上です。

(佐藤座長) はい。まずご意見を伺いたいと思うのですが、その他いかがでしょう。崎田委員、どうぞ。

(崎田委員) ありがとうございます。この最終処分の処分地の選定の段階でのコミュニケーションで、全国的に実施する場合と、関心表明あるいは国からの申し入れのあった地域の様々なステークホルダーで対話の場を作っていくという場合の大きく2つの存在があると思います。その辺の違いを明確にさせていただくことと、選定方法を決めてコミュニケーションをする地域が明確に決まった段階のやり方に関しては、資料の中で様々なケースという考え方が書いてあるのですが、この辺の細かいことに関しては、高レベル放射性廃棄物処分に関する資源エネ庁の委員会の指示で、NUMOが北海道で実施する文献調査地でのいわゆる対話活動の3年間の振り返りを、半年ぐらいかけて実施しています。地域のステークホルダーにインタビューして、かなり明確にどういう視点を大切にすると地域の方にとって納得して共生関係を作っていけるのかということ論点にしたしっかりとした報告書を1、2ヶ月前にまとめていますので、そういう内容も日本での先行事例として見ておいていただければありがたいと思います。

(佐藤座長) よろしく申し上げます。私も関係しているのでわかるのですが、ステークホルダーというか、どういう人達とこういう話をすればいいかということも話しているのですよね。それが今回非常によかったというふうに言われていますので、ガイドラインのように、こういうふうにステークホルダーを決めましたというやり方というのは、先ほど関谷委員から指摘されたようにうまくいかない方向なのかなというふうに個人的には思います。

私の進め方が下手で、10分延びてしまいましたが皆さんのおかげでとても活発な意見交

換ができたと思いますし、今後の環境省の検討にとっても非常に重要な視点を与えてくださったのではないかと思います。今後また引き続き議論していきたいと思いますのでよろしく申し上げます。それでは進行を事務局にお返しします。

(前田主査) 本日は貴重なご意見をいただき誠にありがとうございました。冒頭に申し上げました通り、本日の議事録については、各委員の皆様方にご意見をいただいた後ホームページ上に掲載をさせていただきますのでご協力をよろしくお願いいたします。それでは中間貯蔵における除去土壌の再生利用及び最終処分に係る地域の社会的受容性の確保等検討ワーキンググループの第2回を閉会いたします。本日はご多忙の中、長時間にわたりご議論いただき、誠にありがとうございました。

以上